

平成二十四年法律第六十五号

子ども・子育て支援法(抄)

(市町村等における合議制の機関)

第七十七条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の機関を置くよう努めるものとする。

一 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し、第三十一条第二項に規定する事項を処理すること。

二 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し、第四十三条第三項に規定する事項を処理すること。

三 市町村子ども・子育て支援事業計画に関し、第六十一条第七項に規定する事項を処理すること。

四 当該市町村における子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 前項の合議制の機関は、同項各号に掲げる事務を処理するに当たっては、地域の子ども及び子育て家庭の実情を十分に踏まえなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、第一項の合議制の機関の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

(特定教育・保育施設の確認)

第三十一条

2 市町村長は、前項の規定により特定教育・保育施設の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

(特定地域型保育事業者の確認)

第四十三条

3 市町村長は、第一項の規定により特定地域型保育事業(特定地域型保育を行う事業をいう。以下同じ。)の利用定員を定めようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条

7 市町村は、市町村子ども・子育て支援事業計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、第七十七条第一項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。



○白河市子ども・子育て会議条例

公布 平成 26 年 3 月 26 日 条例第 6 号

改正 平成 27 年 3 月 25 日 条例第 1 号

(設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。次条において「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、同項各号の事務を処理するため、白河市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置する。

(定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年以内で市長が定める期間とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第 7 条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を

求め、その意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 26 年4月1日から施行する。

附 則(平成 27 年3月 25 日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年4月1日から施行する。

(案)

# 白河市子ども・子育て計画

白河市子ども・子育て支援事業計画

白河市次世代育成支援行動計画

【中間年見直し】

平成 30 年 6 月

白河市

# 目次

第1章 計画見直しの概要	1
1 計画見直しの趣旨	1
2 見直し箇所及び方法	1
3 見直しの経過	1
第2章 見直し内容	2
1 子どもの数と家族類型の推計	2
2 教育・保育給付	4
3 地域子ども・子育て支援事業	6
資料	14
1 白河市子ども・子育て会議条例	14

---

---

# 第1章 計画見直しの概要

---

---

## 1 計画見直しの趣旨

白河市子ども・子育て計画は、幼児教育や保育、子育て支援を充実させ、子どもが健やかに成長することができる環境を確保するとともに安心して子どもを生み、育てることのできるまちづくりを目指して、平成27年3月に策定されました。

本計画は、次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定に基づく「次世代育成支援対策行動計画」に、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づく、「子ども・子育て支援事業計画」を包含した計画となっています。

計画期間は平成27年度から平成31年度までの5年間となっており、その中間年にあたる平成29年度までの実績値と計画における見込み量とを比較し、平成30年度及び平成31年度の見込み量及び供給量について見直しを行いました。

## 2 見直し箇所及び方法

本計画の「第5章 子ども・子育て支援事業に係る量の見込みと提供体制」について見直しを行いました。

なお、見直しにあたり、平成29年6月に内閣府より示された「市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方」を参考としております。

## 3 見直しの経過

見直しにあたり、白河市子ども・子育て会議を開催し、子どもの保護者や子育て従事者などからなる委員に意見をいただき、見直しの方法や結果について審議しました。

(1)平成29年度第1回子ども・子育て会議(平成29年7月24日)

・見直しの方法及びスケジュール等について確認しました。

(2)平成29年度第2回子ども・子育て会議(平成30年2月13日)

・見直し結果(案)について審議しました。

・第2回会議において、後日報告することとした内容について、平成30年3月9日に報告しました。

## 第 2 章 見直し内容

### 1 子どもの数と家族類型の推計

(1) 就学前児童数の動きと計画期間の推計 【本計画書 P.82】

#### 【見直し前】

計画期間中の児童数について、平成 24 年度と平成 25 年度(各年度 4 月 1 日現在)の 1 歳年齢ごと男女別人口(住民基本台帳人口)を基に、コーホート変化率法(※)により推計しました。

#### 【見直し後】

計画期間中の児童数について、平成 24 年度から平成 29 年度(各年度 4 月 1 日現在)の 1 歳年齢ごと男女別人口(住民基本台帳人口)を基に、コーホート変化率法(※)により推計しました。

(単位:人)

	実績値						推計値	
	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
0歳	522	458	518	477	493	465	456	449
1歳	543	511	469	528	474	503	468	459
2歳	500	531	518	466	508	463	495	461
3歳	525	500	526	516	451	511	459	491
4歳	535	513	503	537	519	446	511	459
5歳	578	531	513	505	537	519	446	511
計	3,203	3,044	3,047	3,029	2,982	2,907	2,835	2,830

(※) 「コーホート変化率法」とは、各コーホート(同じ年に生まれた集団)について、過去における実績人口の動勢から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法である。

H27～29 年度の児童数を実績値に置き換え、H29 年度までの実績値を基に H30・31 年度の推計値を算出し直した結果、各年齢で児童数が増加しました。(0 歳児人口を除く)。

(2) 子育て家庭の類型【本計画書 P.85】

【見直し前】

家族類型タイプをもとに、以下教育保育給付の見込み量を算出します。

「1号認定」…満3歳以上で就学前の保育の必要がない幼稚園利用意向の子ども

「2号認定」…満3歳以上で保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども

「2号認定幼稚園ニーズあり(以下『2号幼』)」…2号認定かつ幼稚園利用意向の子ども

「2号認定保育園ニーズあり(以下『2号保』)」…2号認定かつ保育園利用意向の子ども

「3号認定」…満3歳未満で保育の必要性があると認定された子ども

【見直し後】

家族類型タイプをもとに、以下教育保育給付の見込み量を算出します。

「1号認定」…満3歳以上で就学前の保育の必要がない幼稚園利用意向の子ども

「2号認定」…満3歳以上で保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども

「3号認定」…満3歳未満で保育の必要性があると認定された子ども

《年齢と保育の必要性の関係》

年 齢	保育の必要性		地域子ども・子育て支援事業
	ある	ない	
0～2歳児	<b>【3号認定】</b> ・保育園 ・認定こども園 ・延長保育 ・小規模保育 ・家庭的保育 ・居宅訪問型保育 ・事業所内保育		<b>【全ての乳幼児】</b> ・乳児家庭全戸訪問事業 ・養育支援訪問事業 ・地域子育て支援拠点事業 ・一時預かり ・ファミリー・サポート・センター ・利用者支援
3～5歳児	<b>【2号認定】</b> ・ <u>保育園</u> ・ <u>認定こども園</u> ・ <u>延長保育</u>	<b>【1号認定】</b> ・幼稚園 ・認定こども園 ・一時預かり(幼稚園)	

『2号幼』『2号保』の区分をなくしました。

## 2 教育・保育給付

### (1) 特定教育・保育(施設型給付) 【本計画書 P.86】

#### ① 幼稚園

民間幼稚園の新制度への移行予定と、現在の幼稚園通園状況、市外利用者の状況等を踏まえ、利用者数を見込んでいます。定員及び利用状況から、ニーズに対応できる供給体制を確保しており、継続して受け入れ体制を確保するとともに、教育内容の質の向上を図るための取り組みを行います。

(単位:人)

	実績値						推計値			
	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
	1号	その他	1号	その他	1号	その他	1号	その他	1号	その他
見込み量	784	366	744	369	683	387	651	391	643	424
合計	1,150		1,113		1,070		1,042		1,067	
供給量	—		—		—		—		—	

指標を「2号幼」から「その他」に変更しました。また、3園が認定こども園へ移行したため、1号が増加し、その他が減少しました。

※「—」は供給量が見込み量を満たしていることを示しています。(以下同様)

② 保育園

定員数及び利用状況から、平成28年度から待機児童が発生している状況にあります。

このため、保育士の正職員としての採用を継続して行うほか、多様な勤務形態での確保など人材の確保に努めます。

また、平成30年度に小規模保育所を開園しましたが、事業所内保育の見込み量や参入意向、認定こども園への移行、市外利用者の動向等を把握し、待機児童解消に努めます。

(単位:人)

		実績値						推計値			
		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
		3号	2号	3号	2号	3号	2号	3号	2号	3号	2号
見込み量	0歳児	148	430	191	427	160	436	151	443	148	427
	1・2歳児	407		438		474		473		452	
合計		985		1,056		1,070		1,067		1,027	
供給量		—		963		968		987		—	

指標を「2号保」から「2号」に変更しました。また、利用申請件数等が想定より大きく増加したため、3号0歳児、3号1・2歳児、2号のいずれも増加しました。

### 3 地域子ども・子育て支援事業

#### (1)利用者支援事業【本計画書 P.89】

子育て家庭の置かれた状況及びニーズは多様であるがゆえ、その個別の家庭の状況に即した支援が必要であり、子どもと保護者が多様な教育・保育施設や地域の子育て支援事業の中から自由に選択ができ、円滑に利用できるよう情報提供体制及び利用者支援体制を整えます。

(単位:箇所)

	実績値			推計値	
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	1	1	1	1	1

#### (2)地域子育て支援拠点事業【本計画書 P.90】

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、助言、その他の援助を実施しています。地域子育て支援拠点以外にも親子の集まる場を拡充しており、選択肢が広がってきていることから、地域子育て支援拠点を中心に見込み量に対して、供給できる体制となっており、今後も広く利用と参加を促進していきます。

(単位:人(年間延べ利用人数))

	実績値			推計値	
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	12,459	16,196	17,083	14,928	14,532
供給量	—	—	—	—	—

指標を子どもの数から保護者等を含めた利用者数に変更しました。

(3)妊産婦健康診査事業【本計画書 P.91】

妊産婦の健康の保持増進を図り、安全・安心な出産に資するよう、県内の医療機関で利用できる15回分の妊婦健康診査受診票と、産後1ヶ月健診受診票を交付し健診費用の公費負担をします。また、里帰り出産など県外で妊産婦健診を受ける方には、費用の助成を行います。

妊産婦健康診査の結果、異常があった場合など必要に応じて保健指導を行い、母子の健康支援に努めます。

(単位:人・回)

見込み量	実績値			推計値	
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
妊娠届出者	483	481	423	456	449
受診者	6,067	6,083	5,492	6,840	6,735
供給量	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
妊娠届出者	—	—	—	—	—
受診者	—	—	—	—	—

指標に延べ受診者数を追加しました。

(4) 養育支援訪問事業【本計画書 P.93】

養育支援が必要な家庭に対し、保健師等が訪問し、養育に関する指導、助言を行い、養育環境の維持・改善及び家庭の養育力の向上を目指します。

必要に応じ、関係機関と連携・調整を行い、実施方策を検討し、地域の様々なサービスを組み合わせるなど支援に努めます。

(単位:回)

	実績値			推計値	
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	12	30	37	50	50
供給量	—	—	—	—	—

指標を世帯数から訪問回数に変更しました。

(5) 子育て短期支援事業(ショートステイ)【本計画書 P.94】

ニーズ調査からは、利用意向は少ないものとなっていますが、今後も引き続き、緊急時の対応なども含め、本事業の実施に向け、社会福祉事業団及び児童福祉施設等への働きかけを行っていきます。

(単位:人(年間延べ利用人数))

	実績値			推計値	
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	0	0	0	7	7
供給量	—	—	—	0	0

(6) 子育て援助活動支援事業(ファミリー・サポート・センター) 【本計画書 P.95】

ファミリー・サポート・センター事業は、現在は就学前児童の利用が多く、放課後児童健全育成事業の充実により、小学生の利用が少ない状況にあります。今後も広く就学前児童の利用を促進しつつ、支援体制の充実を図るため、まかせて会員の講習会を継続して実施し、会員の拡充を図ります。

(単位: 人 (年間延べ利用人数))

見込み量	実績値			推計値	
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
乳幼児	368	275	233	295	289
小1～小3	172	126	113	130	125
小4～小6	0	54	39	50	48
合計	540	455	385	475	462
供給量	—	—	—	—	—

指標に乳幼児の利用者数を追加しました。また、小1～小3の利用者数が減少し、小4～小6の利用者数が増加しました。

(7) 一時預かり事業【本計画書 P.96】

① 幼稚園・認定こども園(在園児対象型)

幼稚園及び認定こども園では、在園児を対象に、幼稚園及び認定こども園において、教育時間を超えて、預かり保育を行います。

また、幼稚園及び認定こども園では、保護者の私用・疾病・不定期の就労等の理由により、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった幼稚園の在園児について、教育時間を超えて、一時的に預かり、必要な保育を行います。

幼稚園における預かり保育の推進により、就労していても幼稚園に通わせたいという保護者の希望に対応します。

(単位:人(年間延べ利用人数))

	実績値			推計値	
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	50,255	47,065	52,274	46,180	44,830
供給量	—	—	—	—	—

指標を実利用者数から延べ利用者数に変更しました。

② 保育園・認定こども園(幼稚園在園児対象型以外)

保育園及び認定こども園では、保護者の私用・疾病・不定期の就労等の理由により、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に保育園等において、一時的に預かり、必要な保育を行います。

また、保護者の利便性を図るため、ファミリー・サポート・センターや地域子育て支援拠点事業でも保護者の私用等の理由により、短時間の一時預かりを実施し、保護者の選択肢を広げ、今後も広く保護者の希望に対応します。

(単位:人 (年間延べ利用人数))

	実績値			推計値	
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	2,523	2,792	2,530	3,085	3,307
供給量	—	—	—	—	—

実績値を基に推計値を下方修正しました。

(8)時間外(延長)保育事業【本計画書 P.98】

保護者の働き方や利用状況を踏まえ、延長保育を実施するにあたり、実際の利用希望を把握しつつ、保育士の確保に努め、提供体制の確保を図ります。

(単位:人)

	実績値			推計値	
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	58	53	52	55	55
供給量	—	—	—	—	—

指標を年間実利用者数から平均対象児童数に変更しました。

(9)病児・病後児保育事業【本計画書 P.99】

ニーズ調査からは多く算出される傾向がみられ、実施場所、利用料など実際の利用量が想定しにくい状況となっています。現在、共働き世帯が増え、近くに親等の支援者がいない子育て世帯も増えているため、本市においては、事業実施に向け、病院等に本事業の併設を盛り込むよう今後も働きかけ、医療機関への委託なども含め、計画最終年度(平成31年度)を目標に取り組みます。

(単位:人)

	実績値			推計値	
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
見込み量	0	0	0	633	632
供給量	—	—	—	0	—

平成28年7月に実施したニーズ調査を基に見直しを行い、潜在ニーズ量を下方修正しました。

(10)放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ、放課後子ども教室)

【本計画書 P.100】

平成 27 年度から高学年も放課後児童クラブを実施しております。

受入れにあたっては、既存施設のほか、学校の協力を得て空き教室を利用させていただいているため、今後も学校と連携して児童クラブ室の確保をしていきます。

また、小学校 4 校で実施している放課後子ども教室について、計画最終年度(平成 31 年度)には、取り組む小学校の増加を図ります。

(単位:人(登録者数))

	実績値						推計値			
	平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		平成31年度	
	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年
見込み量	672	259	720	327	708	309	730	324	739	395
供給量	670	231	704	235	—	207	—	287	—	—

利用申請件数等が想定より大きく増加したため低学年、高学年とも増加しました。

---

---

## 資料

---

---

### 1 白河市子ども・子育て会議条例

公布 平成 26 年 3 月 26 日 条例第 6 号

改正 平成 27 年 3 月 25 日 条例第 1 号

#### (設置)

第 1 条 子ども・子育て支援法(平成 24 年法律第 65 号。次条において「法」という。)第 77 条第 1 項の規定に基づき、同項各号の事務を処理するため、白河市子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を設置する。

#### (定義)

第 2 条 この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

#### (組織)

第 3 条 子ども・子育て会議は、委員 15 人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 事業主を代表する者
- (3) 労働者を代表する者
- (4) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (5) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者
- (6) その他市長が必要と認める者

#### (委員の任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年以内で市長が定める期間とする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

#### (会長及び副会長)

第 5 条 子ども・子育て会議に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選によりこれらを定める。

2 会長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第 6 条 子ども・子育て会議の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決

するところによる。

(意見の聴取等)

第7条 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は委員以外の者から資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、保健福祉部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、会長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

この条例は、平成 26 年4月1日から施行する。

附 則(平成 27 年3月 25 日条例第1号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成 27 年4月1日から施行する。

## 白河市子ども・子育て計画【中間年見直し】

白河市子ども・子育て支援事業計画

白河市次世代育成支援行動計画

発行：白河市

編集：白河市保健福祉部こども未来室こども支援課

〒961-8602 白河市八幡小路 7 番地 1

電話 0248-22-1111

FAX 0248-23-1255

(2) 小規模保育施設の開設及び利用定員の設定について

保育園名 小規模保育園 ともいく  
 所在地 白河市袋町3番地  
 新規・変更の別 新規  
 開設時期 平成30年9月(予定)  
 運営者 NPO 法人と・ともに 理事長 熊田佳彦  
 新たな定員数 18人  
 ※ 年齢別内訳 0歳児：3人  
 1歳児：6人  
 2歳児：9人

小規模保育園 ともいく の概要

No.	項目	内容
1	保育時間	平日：7時30分～18時30分 土曜日：7時30分～18時30分 ※保育標準時間：11時間 保育短時間：8時間
2	休園日	日曜日、祝日、年末年始(12月29日から1月3日まで)
3	設備基準	施設全体：148.02㎡ 主な内訳 0-1歳児室：36.43㎡ 2歳児室：27.32㎡ 調理室：7.24㎡ 幼児トイレ：6.34㎡ 事務室：19.66㎡ ※基準 0-1歳児 1人当たり3.3㎡ 2歳児 1人当たり1.98㎡
4	職員配置	①保育士 園長1名、常勤5名、計6名 ※配置基準 0歳児：3名 保育士1名 1歳児：6名 保育士1名 2歳児：9名 保育士2名 } +1名 計5名

5	給食の提供	調理員を配置し、自園で調理し給食を提供する。
6	主体者の概要	<p>名称 NPO 法人と・ともに</p> <p>役員 理事長 熊田佳彦</p> <p>          理事 安成知己</p> <p>          理事 古川文子</p> <p>          幹事 鈴木初美</p> <p>事業内容 乳幼児・児童等の子育て支援事業</p>
7	主体者の経験	<p>NPO 法人と・ともに平成 30 年 5 月 18 日認証。</p> <p>当法人としての保育事業の実績はないが、関連法人である「学校法人熊田学園」及び「社会福祉法人プラナの森」において複数のこども園及び小規模保育園を複数経営している。</p> <p>また、園長ほか保育スタッフは、認可施設での実務経験者を複数人数確保する予定。</p>



